

別表（第2条関係） 補助対象事業内容及び交付額一覧

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考																					
事業名	事業の内容																										
民間保育所等 運営事業	人件費	<p>次に掲げる職員（以下この項において「補助対象職員」という。）を雇用するために必要な経費（給与及び社会保険事業主負担金）。ただし、事務職員を雇用するために必要な経費は、829,920円を上限とする。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 主任保育士（委託費の交付時に主任保育士専任加算を受けている施設において当該加算の対象となった主任保育士をいう。）又は認定こども園法第14条第8項に規定する主幹保育教諭</p> <p>(3) 基準保育士（当該年度4月1日現在の児童数により算出したもの及び同日後の児童の増加数に対応し、加えて雇用したものに限る。）又は保育教諭（当該年度4月1日現在の保育認定子ども数より算出したもの及び同日後の保育認定子どもの増加数に対応し、加えて雇用したものに限る。）</p> <p>(4) 調理員（職員配置基準により算出した調理員に限る。）</p> <p>(5) 事務職員</p> <p>(6) 配置強化職員</p>	<p>補助対象職員について、次の基準により算定した額。ただし、事務職員については、829,920円を上限とする。</p> <p>1 補助対象職員が正規職員である場合</p> <p>(1) 給料 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）、安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和40年安城市規則第7号）又は安城市単純な労働に雇用される職員の範囲及び給与その他の勤務条件に関する規則（昭和37年安城市規則第3号）（以下「条例等」という。）に基づいて格付された額</p> <p>(2) 各種手当等</p> <table border="1" data-bbox="801 786 1227 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職手当</td> <td>条例等に定める額又は給料月額の12%</td> </tr> <tr> <td>扶養手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>地域手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>住居手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>社会保険等事業主負担金</td> <td>実支出額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助対象職員が臨時職員である場合 安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額</p>	名称	基準額	管理職手当	条例等に定める額又は給料月額の12%	扶養手当	条例等に定める額	地域手当	条例等に定める額	住居手当	条例等に定める額	通勤手当	条例等に定める額	期末手当	条例等に定める額	勤勉手当	条例等に定める額	特殊勤務手当	条例等に定める額	時間外勤務手当	条例等に定める額	社会保険等事業主負担金	実支出額	<p>補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額から当該年度の委託費等年額（人件費）を控除した額（当該額が0円未満になる場合は0円）とする。</p> <p>なお、上記の算定上当該額が0円未満になり算定後の委託費等年額（人件費）に剰余が生じる場合は、保育士等安定雇用事業（保育士等継続雇用費及び臨時保育士等雇用費）、特別保育事業（低年齢児保育促進事業費、1歳児保育実施費及び延長保育促進事業費（おやつ等の提供に要する経費に係る補助金を除く。））の順にこれらの補助金から当該剰余の金額を控除すること。</p>	<p>施設が開園した日から同日の属する年度の翌年度の末日までの間においては、基準保育士又は保育教諭の数が利用定員により算出した必要数に満たない場合にあっては、当該必要数に達するまで、その雇用する保育士又は保育教諭を基準保育士又は保育教諭とみなすことができる。</p> <p>「配置強化職員」とは、基準保育士又は基準保育教諭に加え配置する正規職員若しくは常勤的臨時職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務している臨時職員）1人をいう。</p>
名称	基準額																										
管理職手当	条例等に定める額又は給料月額の12%																										
扶養手当	条例等に定める額																										
地域手当	条例等に定める額																										
住居手当	条例等に定める額																										
通勤手当	条例等に定める額																										
期末手当	条例等に定める額																										
勤勉手当	条例等に定める額																										
特殊勤務手当	条例等に定める額																										
時間外勤務手当	条例等に定める額																										
社会保険等事業主負担金	実支出額																										

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考								
事業名	事業の内容													
民間保育所等 運営事業	調理業務外部 委託費（人件 費相当分）	調理業務の委託に要する 経費 ただし、職員配置基準に よる調理員の人件費に相当 する額に限る。	次の基準により算定した額 1 給料 当該年度の公定価格単価の試算 に用いられる保育所調理員本俸基 準額 2 各種手当等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>条例等に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	基 準 額	地域手当	条例等に定める額	期末手当	条例等に定める額	勤勉手当	条例等に定める額	補助基準額と補助対象経費 の実支出額を比較していずれ か低い額		保育所における調理業務委 託について（平成10年2月 18日児発第86号）又は幼 保連携型認定こども園におけ る食事の外部搬入等について （平成28年1月18日 雇 児発0118第3号）に定め られた事項を満たしているこ と。
	名 称	基 準 額												
	地域手当	条例等に定める額												
期末手当	条例等に定める額													
勤勉手当	条例等に定める額													
障害児保育促 進事業費	各月の初日現在、障害児 及び障害的傾向児4人程度 が入所している施設におい て、職員配置基準を超えて 障害児保育に従事する、障 害児保育の知識、経験等を 有する保育士若しくは保育 教諭又はその補助者を加配 するのに要する経費（人件 費）	安城市の定める臨時職員の賃金に 準じて算定した額	補助基準額と補助対象経費 の実支出額を比較していずれ か低い額		「障害児及び障害的傾向 児」は次の全てに該当する こと。 1 中軽度の障害を有し、又 はこれに類する状態にある と市長が認める児童 2 保育を必要としており、 集団保育になじむ児童 3 日々通所できる児童 4 心身の成長発達に有効と 認められる児童									
管理費	施設・設備の維持管理に 要する経費	当該年度の委託費又は公定価格の 管理費に相当する額（処遇改善等加 算含む。）×当該年度4月1日の保 育実施児童（認定こども園にあつて は、当該施設を利用する保育認定子 ども）の数×12か月×50%以内 ただし、処遇改善等加算が加算停 止された場合は、処遇改善等加算は 含まない。												
	11時間を超える開所時 間に係る施設・設備の維持 管理に要する経費	民間保育所等運営事業における管 理費の補助基準額／11×11時間 を超えて開所する時間数（h）												

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
民間保育所等 運営事業	整備 借入 金の 返済 金	施設・設備に係る経費 で次に掲げるもののうち 市長が承認するもの 1 福祉医療機構からの 借入金 2 愛知県社会福祉協 議会が行う民間社会福祉 振興資金からの借入金	市長が認めた該当年度に返済する元 金及び利息×承認借入率×1/2以内 の額（1,000円未満切捨て） ただし、平成18年度以降の新規整 備は、対象としない。			愛知県の定める民間保育所運営 費補助金交付要綱に基づき実施す る事業 市長への事前協議等が必要なた め、別に安城市民間保育所運営費（ 整備費）補助金交付要領を定める。
		耐震化に係る施設・整 備に係る経費で次に掲げ るもの 1 福祉医療機構からの 借入金 2 愛知県社会福祉協 議会が行う民間社会福祉 振興資金からの借入金	市長が認めた該当年度に返済する元 金及び利息×借入限度率×1/2以内 の額（1,000円未満切捨て） ただし、平成18年度以前及び平成 22年度以降の整備は、対象としな い。			
	小規模 整備 費	待機児童解消のための 施設の増改築及び施設の 最低基準を確保するた めに必要な危険防止設備、 衛生設備等の小規模な整 備に要する経費（工事費 及び工事事務費）	小規模な整備に係る工事費及び工事 事務費×1/2以内 （1,000円未満切り捨て）		100,000円を超え 2,500,000円未満	市長への事前協議等が必要なた め、別に安城市民間保育所等運営費 （整備費）補助金交付要領を定め る。

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
民間保育所等運営事業	賃借料補助事業	<p>保育所を運営する者が負担する保育所の用に供する賃貸物件の建物に係る賃借料（上限額は年額4,000,000円以内とする。）</p>	<p>次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める額</p> <p>1 認可保育所等設置支援事業について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）別添3「都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱」第4項に規定する対象事業者（保育所を運営する者に限る。）補助対象経費から「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年3月31日内閣府告示第49号）第1条第51項に規定する賃借料加算（以下この項において「賃借料加算」という。）の金額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下この項において「基礎額」という。）及び基礎額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）の合算額</p> <p>2 賃借料加算の加算を受けている者（前号に規定する者を除く。）補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）</p>	補助基準額の額	補助基準額の欄第2号に該当する者については、補助対象経費から賃借料加算を控除して得た額	

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
特別保育事業	1歳児保育実施費	愛知県1歳児保育実施費補助金交付要綱（平成17年9月8日施行）第2条に規定する別記1実施基準（以下この項において「実施基準」という。）に該当する対象施設における実施基準に規定する1歳児保育を含む保育について国の保育士等配置基準を超える保育所等の要件に該当することとなった場合の当該加配した1歳児保育に従事する保育士又は保育教諭に要する経費（人件費）	安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額（以下この項において「補助金額」という。）ただし、保育士等安定雇用事業に係る補助基本額の算定上、委託費等年額（人件費）に剰余が生じた場合は、補助金額から当該剰余の金額を控除した額（当該額が0円未満になる場合は0円）とする。 なお、上記ただし書の算定上当該額が0円未満となり算定後の委託費等年額（人件費）に剰余が生じる場合は、特別保育事業の延長保育促進事業費（おやつ提供に係る補助金を除く。）の順にこれらの補助金の金額から当該剰余の金額を控除すること。		愛知県の定める1歳児保育実施費補助金交付要綱に基づき実施する事業

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
特別保育事業	延長保育促進事業費	基準保育士数又は基準保育教諭数を超えて加配した延長保育に従事する保育士又は保育教諭（2人以上）に要する経費（人件費）	安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額×必要時間数（8時間を超える時間）×必要保育士数又は必要保育教諭数×保育日数（25日）	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額（以下この項において「補助金額」という。）。ただし、特別保育事業の1歳児保育事業費に係る補助基本額の算定上、委託費等年額（人件費）に剰余が生じた場合は、補助金額から当該剰余の金額を控除した額（当該額が0円未満になる場合は0円）とする。		安城市延長保育事業実施要綱（平成12年4月1日施行）に基づき実施する事業
		延長保育時間帯における主におやつ提供に要する経費（間食代）	保育標準時間認定（保育標準時間認定のうち8時間コースを除く。）児童の実利用者数×1,500円			
	一時・特定保育事業費	基準保育士数又は基準保育教諭数を超えて加配した一時保育、特定保育に従事する保育士又は保育教諭及び子育て支援員に要する経費（人件費）。ただし、正規職員1人、臨時職員1人までとする。	次の基準により算定された額 1 対象となる保育士又は保育教諭が正規職員である場合 条例等に基づいて算定した額 2 対象となる保育士又は保育教諭及び子育て支援員が臨時職員である場合 安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額		安城市一時・特定保育事業実施要綱（平成12年4月1日施行）に基づき実施する事業
	一時・特定保育事業を対象とした団体保険の保険料の支払に要する経費	市立の保育園の一時・特定保育事業を対象とした団体保険の保険料に相当する額	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額			

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考									
事業名	事業の内容														
		一時・特定保育事業に要する一般生活費	次の表に掲げる区分ごとの単価に、当該区分に該当する一時・特定保育事業を利用した児童（認定こども園にあっては、保育認定子ども）の延べ人数を乗じて算定した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日</th> <th>土曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>277円</td> <td>138円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上</td> <td>187円</td> <td>93円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日	土曜日	3歳未満	277円	138円	3歳以上	187円	93円			
区分	平日	土曜日													
3歳未満	277円	138円													
3歳以上	187円	93円													
低年齢児保育促進事業費	基準保育士数又は基準保育教諭数を超えて加配した低年齢児（0～2歳）保育に従事する保育士又は保育教諭に要する経費（人件費）	次の基準により算定した額 1 対象となる保育士又は保育教諭が正規職員である場合 条例等に基づいて算定した額 2 対象となる保育士又は保育教諭が臨時職員である場合 安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額（以下この項において「補助金額」という。）。ただし、保育士等安定雇用事業に係る補助基本額の算定上、委託費等年額（人件費）に剰余が生じた場合は、補助金額から当該剰余の金額を控除した額（当該額が0円未満になる場合は0円）とする。 なお、上記ただし書の算定上当該額が0円未満となり算定後の委託費等年額（人件費）に剰余が生じる場合は、特別保育事業の1歳児保育実施費、延長保育促進事業費（おやつ提供に要する経費に係る補助金を除く。）の順にこれらの補助金の金額から当該剰余の金額を控除すること。		愛知県の定める低年齢児途中入所円滑化事業費補助金交付要綱に基づき実施する事業										

補 助 事 業		補 助 対 象 経 費	補 助 基 準 額	補 助 基 本 額	補助限度額	備 考
事業名	事業の内容					
特別保育事業	保育所等地域活動事業費	保育所等地域活動事業に必要な経費（人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金、補助及び交付金）	補助対象経費の額	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額	1 施設当たり 250,000 円以内	<p>「保育所等地域活動事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>1 保育所又は認定こども園体験特別事業 適切な保育を必要としている親子等に保育所又は認定こども園を開放し、保育所又は認定こども園入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談、助言等を受けられるようにするもの</p> <p>2 世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設等を訪問し、又はこれらの施設の入所者若しくは地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行うもの</p> <p>3 地域における異年齢児交流等事業 保育所又は認定こども園を退所した児童及び地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養うもの</p> <p>4 地域の子育て家庭への育児講座・育児との両立支援事業 地域の乳幼児を持つ保護者等に対する育児講座の開催、育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行うもの</p> <p>5 地域の特性に応じた保育需要への対応及び家庭的保育を行う者と保育所又は認定こども園との連携を行う事業 地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動並びに家庭的保育を行う者の相談指導</p>



						<p>及び巡回指導を行うとともに、保護者が預かる児童を保育所又は認定こども園の行事に参加させたり、体験集団保育を行ったりするもの</p> <p>6 保育所又は認定こども園退所児童との交流事業 3に該当しない事業で、保育所又は認定こども園退所児童と交流する機会を提供するもの</p> <p>7 その他 上記に該当しない事業で、市長が特に必要と認めたもの</p>										
保育士等安定雇用事業	保育士等継続雇用費	前年度末月より当該年度初月における基準保育士数又は保育教諭数が減数となる場合にその保育士又は保育教諭の雇用に必要な経費（人件費）	<p>次の1及び2により算定した額</p> <p>1 補助対象となる保育士又は保育教諭が正規職員である場合 安城市による格付により算定した額</p> <p>2 補助対象となる保育士又は保育教諭が臨時職員である場合 安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額</p>	<p>保育士等継続雇用費、臨時保育士等雇用費の各々で補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額（以下この項において「補助金額」という。）。ただし、民間保育所等運営事業の人件費に係る補助基本額の算定上、委託費等年額（人件費）に剰余が生じた場合は、補助金額から当該剰余の金額を控除した額（当該額が0円未満になる場合は0円）とする。</p> <p>なお、上記ただし書の算定上当該額が0円未満となり算定後の委託費等年額（人件費）に剰余が生じる場合は、特別保育事業の低年齢児保育促進事業費、1歳児保育実施費、延長保育促進事業費おやつ提供に要する経費に係る補助金を除く。）の順にこれらの補助金の金額から当該剰余の金額を控除すること。</p>												
	臨時保育士等雇用費	週休二日制を実施するために必要な職員（保育士、保育教諭、看護師、調理員）の雇用に必要な経費（人件費）	<p>安城市の定める臨時職員の賃金×必要時間数（1週間）×52週間以内+通勤割増賃金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準保育士数</th> <th>必要時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3人</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>30時間</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>45時間</td> </tr> <tr> <td>10～12人</td> <td>60時間</td> </tr> <tr> <td>13～15人</td> <td>75時間</td> </tr> <tr> <td>16～18人</td> <td>90時間</td> </tr> </tbody> </table>		基準保育士数	必要時間数	1～3人	15時間	4～6人	30時間	7～9人	45時間	10～12人	60時間	13～15人	75時間
基準保育士数	必要時間数															
1～3人	15時間															
4～6人	30時間															
7～9人	45時間															
10～12人	60時間															
13～15人	75時間															
16～18人	90時間															

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
産休・病休代替職員設置事業		常勤職員（愛知県の定める産休・病休代替職員制度実施要綱（平成19年6月7日施行）に規定する職員をいう。）（保育士、保育教諭、看護師又は調理員）の母体保護又は専心療養の保障を図るための任用承認期間における産休・病休代替職員に要する経費（人件費）	安城市の定める臨時職員の賃金に準じて算定した額×出勤日数 ただし、対象となる職員が看護師である場合は、別途協議する。	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額		愛知県の定める産休・病休代替職員制度実施要綱に基づき実施する事業 「任用承認期間」は、次に定める。 1 産休 出産予定日の8週間前から出産日後8週間までの期間 2 病休 病気休暇を開始した日を含めて31日目からその日を含めて60日を経過する日までの期間
嘱託医事業		嘱託医（内科医及び歯科医）による児童の健康管理指導に要する経費（報酬）	安城市の定める園医報酬額（基本給に管理手当及び人数割を加えた額） 人数割は、次の基準により算定した額 1 内科医 5月と10月のいずれか多い方の保育実施児童数（認定こども園にあっては、当該施設を利用する教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの数。以下この項において同じ。）×安城市の定める単価 2 歯科医 6月の保育実施児童数×安城市の定める単価	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額		
乳児医事業		乳児医による低年齢児の健康管理指導に要する経費（報酬）	安城市の定める乳児医報酬額		安城市の定める乳児医報酬額	
薬剤師事業		薬剤師による衛生管理指導に要する経費（報酬）	安城市の定める薬剤師報酬額		安城市の定める薬剤師報酬額	

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
第3子以降給食費補助事業		第3子以降園児（認定こども園にあつては、教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども）に係る給食費の請求を利用者に行わない施設における当該第3子以降園児に係る給食費に相当する額	補助対象経費の額	補助基準額の額		第3子以降園児とは、次のいずれかに該当するもの 1 次のいずれにも該当するもの ア 同一の保護者によって監護されている18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のうち、その出生の最も早い子から順次に数えて第3番目以降となるもの イ アに規定する者及びその保護者が安城市に住所を有し、同じ世帯であること 2 その他市長が特に適当と認める者
保育サービス向上支援事業		第三者評価の受審に要する経費	1施設当たり400,000円（委託費に係る第三者評価受審加算の対象となる場合は、400,000円から当該加算分を控除して得た額。以下同じ。）以内	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額	1施設当たり400,000円以内	
保育補助者雇上強化事業		保育補助者雇上強化事業に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1 定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額2,215,000円 2 定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額4,430,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に8分の7を乗じた額（算出された施設ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）に、その金額に7分の1を乗じて得た額を加えた額	愛知県の交付決定金額にその金額に7分の1を乗じて得た額を加えた額	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）別紙に規定する「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施する事業 愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月26日施行）に基づき実施する事業

補助事業		補助対象経費	補助基準額	補助基本額	補助限度額	備考
事業名	事業の内容					
防災対策関連事業		防災用の食料備蓄品（飲料及び食料品）の購入に要する経費	1施設当たり300円×10月1日における保育実施児童（認定こども園にあっては、当該施設を利用する保育認定子ども）の人数	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額		
保育体制強化事業		保育体制強化事業に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等	1か所当たり月額 90,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に4分の3を乗じた額（算出された施設ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）に、その金額に3分の1を乗じて得た額を加えた額	愛知県の交付決定金額にその金額の3分の1を乗じて得た額を加えた額	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）別紙に規定する「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施する事業 愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月26日施行）に基づき実施する事業
一時預かり事業（幼稚園型）		一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ（幼稚園型Ⅱを除く）に限る。以下この項において同じ。）の実施に必要な費用	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日府子本条474号）の別紙の表一時預かり事業1運営費（2）幼稚園型Ⅰに規程する基準額	一時預かり事業（幼稚園型）		一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ（幼稚園型Ⅱを除く）に限る。以下この項において同じ。）の実施に必要な費用